



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月28日
号外(3)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 人事委員会規則

※職員の高齢者部分休業に関する規則..... 1

人事委員会規則

職員の高齢者部分休業に関する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

滋賀県人事委員会規則第5号

職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年滋賀県条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請または休業時間の延長の申出)

第2条 高齢者部分休業の承認の申請または休業時間(条例第5条に規定する休業時間をいう。以下同じ。)の延長の申出は、高齢者部分休業を始めようとする日または休業時間を延長しようとする日の2月前までに、高齢者部分休業承認申請(休業時間延長申出)書(別記様式)により行うものとする。

2 前項の規定による申請または申出は、高齢者部分休業の取得または休業時間の延長を予定している期間の全体について、あらかじめ行わなければならない。

(承認の取消しまたは休業時間の短縮)

第3条 条例第5条の規定による職員の同意は、書面によるものとする。

(雑則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(裏面)

	期 間		時 間	時間数	申出者の確認	任命権者の確認	主任の確認	備考
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
休業の承認が取り消され、または休業時間の短縮がされた時間	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> その他()	時 分～ 時 分	週 時 間 分				

注 任命権者は、あらかじめ人事委員会と協議して、この様式に必要な事項を加え、またはその一部を変更することができます。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

2 職員の育児休業等に関する規則(平成4年滋賀県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号ア中「期間および」を「期間、」に改め、「勤務しなかった期間」の右に「および同法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間」を加える。

(職員等の通勤手当に関する規則の一部改正)

3 職員等の通勤手当に関する規則(昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「修学部分休業をしている職員」の右に「、同法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業をしている職員」を加える。

(職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

4 職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認(第13条第2項第12号において「高齢者部分休業の承認」という。)を受けて勤務しなかつた期間については、その2分の1の期間

第13条第2項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間